



5月は「自転車月間」です 自転車事故に要注意

自転車は軽車両です。交通規則をしっかり守って安全運転をしましょう。

【自転車安全利用5則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を歩行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
* 飲酒運転、二人乗り、併進の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

歩道利用について

* 普通自転車の歩道通行可の標識がある場合は歩道に乗ることができます。
* 13歳未満と70歳以上のかたはすべての歩道に乗ることができませんので安全

のために歩道を乗りましよう。
次の行為は禁止です。

- ・ 傘差し運転、携帯等を使用しながらの運転
 - ・ 両耳にヘッドフォン等を使用して音楽を聴きながらの運転
- 事故のない安全な自転車運転をお願いします。



地域全体で 高齢者の交通事故防止を

地域一体となって高齢者を見守り、高齢者が交通事故にあわないよう、積極的に呼びかけましょう

【具体的な取り組み】

- ① 家庭内で交通安全の話題づくり
 - ② 町内会議等での交通事故防止の呼びかけ
 - ③ 夜行反射材着用の呼びかけ
- 問い合わせ
町民課くらし環境係
- ☎ 85-6131
長井警察署 ☎ 84-0110
白鷹西駐在所 ☎ 85-2029
白鷹東駐在所 ☎ 85-2046

5月は不法投棄パトロール 強化月間です

ごみをみだりに捨てるは処分されます。大規模な不法投棄は減ってきていますが、路上などでの「ポイ捨て」が後を絶ちません。

ポイ捨ても立派な犯罪です。町内のポイ捨てごみは、地域やボランティアの皆さんのご協力により回収されています。モラルの輪を広げ、不法投棄を撲滅しましょう。

- 不法投棄110番は
置賜総合支庁環境課内
☎ 0238-226-6034
- 白鷹町不法投棄窓口は
町民課くらし環境係
☎ 85-6131



vol.34

くらしの1分知識

買い取られた貴金属 クーリング・オフができます！

【事例】

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答える。「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元がないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。

【アドバイス】

訪問した業者が消費者の自宅等に訪問し、貴金属等を買収する「訪問購入」については、これまではクーリング・オフの制度はなく、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでしたが、特定商取引法が改正され、今年の2月21日から訪問購入についてもクーリング・オフが導入されました。今後は法律で定められた書面（事業者の連絡先及び物品の種類や購入価格等が記載された契約書面）を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができます。ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。売却したくない場合はきつぱりと断りましょう。

■ 問い合わせ

町民生活相談センター 町民課くらし環境係
☎ 85-6131